

者はそもそもコスト割れになつていい、全販売農家平均でもコスト割れが生じていない年もあるということであります。つまり、米について恒常的なコスト割れはなかつたというふうに見てもいいのではないかと思います。米だけを対象とした恒常的なコスト割れの補填という制度は実態と合つております。国民の理解も得られないとうふうに思つております。

それよりも、経営全体に着目した収入保険制度の方が制度としてすぐれている、また、担い手の経営もより安定するというふうに考えます。しかも、農業共済制度は地域における収穫量の減少に着目した仕組みであるのに対しまして、収入保険制度は個々の経営の状況に着目した仕組みでもあります。収入保険制度の導入については、後藤齋先生を初め、先生方も同じ認識ではないかというふうに思つております。

この収入保険制度は、WTOのルールでも、デミニスとして補助金の支出が認められておりまします。しかし、実際の制度設計に当たっては、総合的な観点から、制度の目的、既存のナラシ制度や農業共済制度との関係の整理、収入の把握可能性、経営体の経営管理の状況など慎重に検討すべき課題は多いと思います。また、収入保険制度を定義する際、実際の制度設計をきちんと反映したものでなければ、誤解や過度の期待を招くおそれもあるというふうに思います。

今回農水委員会における真摯な議論を踏まえ、扱い手経営安定法改正案の附則に、収入変動に対する総合的な施策の検討という条文を議員修正で提案することといたしております。法律で担保することにより、何としても農業経営の安定を確保したいという多くの会派の思いがこもった修正であるというふうに思います。

農水省として、この収入保険制度をどのような観点から総合的に検討しようとしておいでになるのか、大臣から伺いたいと思います。

○林国務大臣 今まさに委員がおっしゃつていたように、農業経営の安定を図るために

は、生産量の減少、価格の変動、こういったものによる収入減少に対応できるセーフティーネットが必要でありまして、加入者の負担を前提とする保険の仕組みは大変有効な方法である、こういうふうに思つております。

今お話ししていただきましたように、今の共済制度は、自然災害による収穫量の減少を対象としておりまして、価格低下は対象となつてない、また、対象品目は収穫量の把握ができるものに限定されておりまして、加入単位も品目ごとになつているなど農業経営全体をカバーしていない、こういう問題がござります。

このため、全ての農作物を対象として、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について調査検討を進めていく必要がある、こういうふうに考えております。

二十六年度当初予算において調査費を計上させていただきまして、この調査結果を踏まえて制度設計を行つて、そして二十七年産について、作付前年の加入から納税申告までのワンサイクル、二十六年中に加入、そして平成二十八年に納税申告、このフェイジングリティースタディーを実施した上で制度を固めていきたいと考えております。

こうした中で、農業者ごとの収入をどう把握するのか、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策や今の農業共済制度等との関係をどう整理するのか、こういったさまざまな課題について、総合的検討を進めていきたいと考えております。

今後の調査の結果によるところがございますので、現段階で確たることは申し上げられませんが、調査検討が順調に進んでいきますと、平成二十九年

三回目でありますけれども、政府提案の日本型直接支払い法案は、農地維持支払いと資源向上支払いから成る多面的機能支払い、中山間地域等直接受払い、環境保全型農業直接支払いを一本にまとめて対象としております。それは、これらの直接受払いに共通の基本理念が存在するからであります。

この制定は、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本的な考え方、法的な枠組み、

おつしやつていただきましたように、法制化するものであります。

この制定は、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本的な考え方、法的な枠組み、この機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたつて国民がその恵沢を享受することができます。

つまり、農業の有する多面的機能は、これまでも、現在も、国民に多くの恵沢をもたらし、かつ、将来にわたつてその恵沢を享受できるようにならなければならぬとして、全ての直接支払いに共通の基本理念を高らかにうたつております。日本農業の将来を考えたとき、この理念は、技術的な問題以上に重要な部分であるというふうに考えております。

我が国初のデカップリング政策として十五年前にスタートさせた中山間地域等直接支払い、その後の農地・水保全管理、環境直接支払いを含め、今回の日本型直接支払い法案により、恒久法として制度の安定を図ることになります。真剣に日本農業の発展に取り組んでこられた先輩方の御努力に報いることにもなるというふうに考えております。

○宮慶委員 私は、農業、農村の現場で頑張つておいでになる方々が誇りを持って農業に取り組むことができる、そういう理念をこの法律で高らかにうたつているというふうに考えております。農政には、理念、哲学が必要ではないかというふうに考えております。

今回の法案審議で、農政の基本にかかる問題について真剣な議論が闘わされました。実のある議論がなされ、農政改革の方向性に関する議論は収れんしつつあるとの印象を持ったわけであります。

今後の日本の農業の発展に向けて、与野党が切磋琢磨すると同時に協力もしながら、農政を前に進めていきたいというふうに考えております。

このことを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○宮慶委員 この点は、恐らくこの後、修正案が提案をされて、全会一致ということになるのではないかというふうに思つております。今回の法案の審議の議論の中では、真摯な議論が積み重ねられて出てきた一定の合意できる方向ではないかと

いうふうに考えております。

改めて、日本型直接支払い法案提出の意義、共通の基本理念を定めたことの意味について、大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○林国務大臣 本法案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、その基本理念等について定めるとともに、農地維持支払い、資源向上支払い、中山間地域等直接支払い、環境保全型農業直接支払いを、今までの農地維持支払いと資源向上支払いを統合して、農業の有する多面的機能を実現するための法律として定めます。

改めて、日本型直接支払い法案提出の意義、共通の基本理念を定めたことの意味について、大臣からお伺いをいたしました。

○坂本委員長 次に、樋口尚也君。

おつしやつていただきましたように、法制化するものであります。

この制定は、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する基本的な考え方、法的な枠組み、この機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたつて国民がその恵沢を享受することができます。

つまり、農業の有する多面的機能は、これまで

も、現在も、国民に多くの恵沢をもたらし、かつ、

将来にわたつてその恵沢を享受できるようにならなければならぬとして、全ての直接支払いに共通の基本理念を高らかにうたつております。日本農業の将来を考えたとき、この理念は、技術的な問題以上に重要な部分であるというふうに考えております。

我が国初のデカップリング政策として十五年前にスタートさせた中山間地域等直接支払い、その後の農地・水保全管理、環境直接支払いを含め、今回の日本型直接支払い法案により、恒久法として制度の安定を図ることになります。真剣に日本農業の発展に取り組んでこられた先輩方の御努力に報いることにもなるというふうに考えております。

○宮慶委員 私は、農業、農村の現場で頑張つておいでになる方々が誇りを持って農業に取り組むことができる、そういう理念をこの法律で高らかにうたつているというふうに考えております。農政には、理念、哲学が必要ではないかというふうに考えております。

今回の法案審議で、農政の基本にかかる問題について真剣な議論が闘わされました。実のある議論がなされ、農政改革の方向性に関する議論は収れんしつつあるとの印象を持ったわけであります。

今後の日本の農業の発展に向けて、与野党が切磋琢磨すると同時に協力もしながら、農政を前に進めていきたいというふうに考えております。

このことを申し上げて、質問を終わります。あ

○樋口委員 おはようございます。公明党の樋口尚也でございます。
きょうは、質問を二十分させていただきたいと思ひます。

農業を大切にしない社会は生命を粗末にする野蛮な社会である、その社会は早晚あらゆる面で行き詰まるという箴言がござります。農業を営む皆様に心から感謝をし、そして尊敬をし、敬意を表して、きょうも質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、衆法について二問伺いたいと思つております。

い。

コストと米価の差を全ての米農家に支払うといふことについて二つ。

一つは、国民の皆様が、なぜ米だけなのか、ほかの農産物や工業製品についても、コスト割れをしたら必ず財政支援を行うということになるのか、こういう疑問が寄せられているのが一つ。もう一つは、高い国境措置で守られている作物にコスト割れ補填を行うことは、国境措置を下げるための環境整備ではないかという声があること。この二つについてどうお考えなのか、お答えください。

○大串 博議員 お答え申し上げます。
コスト削減をしていたら、ほかの農産業
は工業製品についても必ず財政支援を行
いう問い合わせがまず一つありました。

さらには、高い国境措置で守られている作物にコスト割れ補填を行うことはおかしいのではないか、こういう御意見もございました。先ほど申し上げましたように、私たちは、国境措置があるからといって、コスト割れがないといふ認識ではございません。コスト割れがあるがゆえに、今、日本の農業の苦境はあるのではないかということを改めて申し上げさせていただきたいと思いますし、その点を捉まえての戸別所得補償でござりますので、国境措置を下げるための環境整備として行っているものでもございません。

○樋口委員 では、もう一点お伺いをいたします。

民主党は、極端な高齢化に陥っている現在の農業構造を、いつまでに、どうやって改善しようかお考えなのか、伺いたいと思います。

○大串博議員 私たちは、政権時に、食料自給

率五〇%という目標をつくつてまいりました。そういう中で、あわせて多面的機能を守っていくという目標もつくつてしまひました。この委員会においても、それらは私たちが取り組みが始まつてから十年ぐらいをかけてやつていきたいというふうな思いを持つっていたところでございます。先ほど来お話をありましたように、高齢者の方々が農業を続けていらつしやるという構造が非常に強い我が国において、担い手にしつかり集約

るいは検討し始めたころから、十年ぐらいのうちにそいつた形をつくっていきたいなというふうに思っていたことも事実でございます。

○樋口委員 与党の皆様、野党の皆様、団結して農業を守っていくという点で、二問伺いました。次に、閣法について伺いたいと思います。そ 関連についてもです。

昨年の七月に農水省が発表した平成二十四年新規就農者調査によりますと、全体で新規就農者は五万六千四百八十名でございます。そのうち六十年以上が三万人と多いわけでありますが、これは、会社を定年退職して、その後、実家に戻して農業を継ぐという形での新規就農者が多いと

一とが人農に され選いれ前歲

ふえていただかなければいけません。定着ベースで現在一万人でございますが、これを二万人にふやしていくことを目標に、現在進めていくところでござります。

御指摘がございましたように、新規参入で農業に入りましても、生計が安定しないということです年以内に諦めてしまう、そういう方が三割ぐらい、これまでもいらっしゃいました。こういったことに鑑みまして、平成二十四年度から青年就農給付金というものを始めております。これは、みずから農業を始めた方に、五年間は、生計が安定するまでということですけれども、年間百五十万円を給付することによって、諦めないで生計が安定するまで続けていただく、これを目的にこの給付を始めたところでございます。

御指摘のように、なかなか所得が安定しないと、いうことがございますので、ここはきちんと生計が安定するように指導していくかなきやいけないところだと思います。

この青年就農給付金の経営開始型をもらつたためには、その地域でつくつております人・農地アラン、地域の皆さんと話し合つてつくつていただきますが、このプランの中で、その新規就農者の方々が、この条件になつております。要するに、地域全体として新規就農者をみんなで支えていくと

していくことの大切なことだと思います。そういった中で、私たちの戸別所得補償政策においては、全国一律単価を用いることによって、規模農家であればあるほど利益が上がるという点によって、農家一人一人のインセンティブにきかることによって自然な形での集積を図っていく、それによって集落営農の数もふえました。大きな規模の農家の方々により多くのメリットを持つて行っているという、自然な形での誘導措置を図っているものでございます。

そういう中で、もちろん、年限を確定的にするということは難しい作業ではありますけれども

御指摘いただきましたように、現在の世代構成を見てみますと、四十代以下の方が一割という状況でござりますので、農業を持続的にやっていく

てくる、こういう仕組みをつくつていかなければならぬわけがあります。

これまでにも取り組んできたことがさまざま国策としてありますけれども、担い手確保がなかなかうまくいかないという厳しい現実もあるわけであります。この担い手確保に対しまして、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○林國務大臣 今委員がおっしゃっていたように、農業を安定的に発展させて、国民に対する食料の安定供給を確保していくこと、これは基本法の二十一条に規定するところ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが大変重要である、こういうふうに思つております。

こういう観点から、経営所得安定対策についても、全ての販売農家を一律に対象とする施策体系ではなくて、経営意欲と能力のある担い手を対象としていくことが必要である、こういうふうに考えております。

今回の制度改正でも、ゲタ、ナラシ対策の対象者を、担い手として認定農業者、認定新規就農者、集落営農、こういうふうにいたしました。また、規模要件は課さない、小さくとも意欲と能力のある方は対象になつてもらう、こういうふうにいたしました。

こういう担い手を対象として、認定農業者にあつては、政策金融公庫のスーパーJ資金、低利融資でございますが、こういうものや、農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置、それから、法人の場合は、アグリビジネス投資育成株式会社による出資、こういうものが施策としてございます。また、認定新規就農者にあつては、日本政策金融公庫の青年等就農資金による無利子融資、青年就農給付金、これは経営開始型ですが、これを受けます。さらに、集落営農にあつては、法人化に必要となる経費に対する定額助成四十万円、こういう支援を総合的に行つてあるところであります。

今委員がおっしゃつていただきましたように、か、あるいは溝があるままなのか。オバマ大統領が数時間後に来日をされますけれども、現在の総

こういう施策で推していくことと、それがもう一つは、やはり農業が魅力のある産業である、このことは全般にかかるところでございます。

これまでにも取り組んできたことがさまざま国策としてありますけれども、担い手確保がなかなかうまくいかないという厳しい現実もあるわけであります。この担い手確保に対しまして、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○林國務大臣 今委員がおっしゃつていただいたように、農業を安定的に発展させて、国民に対する食料の安定供給を確保していくこと、これは基本法の二十一条に規定するところ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが大変重要である、こういうふうに思つております。

こういう観点から、経営所得安定対策についても、全ての販売農家を一律に対象とする施策体系ではなくて、経営意欲と能力のある担い手を対象としていくことが必要である、こういうふうに考えております。

今回の制度改正でも、ゲタ、ナラシ対策の対象者を、担い手として認定農業者、認定新規就農者、集落営農、こういうふうにいたしました。また、規模要件は課さない、小さくとも意欲と能力のある方は対象になつてもらう、こういうふうにいたしました。

○坂本委員長 速記をとめてください。

[速記中止]

○坂本委員長 速記を起一してください。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玉木雄一郎君。

○玉木委員 早速、總理にお伺いしたいと思います。

今夜、オバマ大統領が来日をされます。TPP

については、農業者のみならず、国民が固唾をのんでその交渉の行方を見守つてあるところであります。

まず、總理に伺いたいのは、この間、報道でも一部出ておりましたけれども、日米の間の溝がなかなか埋まつてないというような報道に接しています。現状、總理の認識として、このTPPにおいては、日本の農業がTPPに参入する際の影響を最小限に抑えようとしているところです。

○玉木委員 四月の十七日だったと思いますけれども、總理が講演をされたときに、こういうふうにおつしやつております。細かい数字をめぐつておつしやつております。細かい数字にこだわることも重要だが、TPPには大きな意味があるといつたいたい、このように述べております。

この前段、数字にこだわることも重要だけれども、高い観点から最終的に結果を得て妥結を目指しておつしやつております。

○玉木委員 改めて確認したいと思います。

理の認識と、そして妥結に向けた見通し、總理の決意をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣總理大臣 このTPPというのは、大きな経済である米国と日本がアジア太平洋地域に新しいタイプの経済圏をつくつていく、市場主義、そして自由と民主主義という価値を共有する日米の両国がリーダーシップを發揮して新しいルール、新しい貿易圏をつくつていくことは、地域の発展にとって極めて有益であるという認識においては、まさにオバマ大統領と認識を一つにするところがございますが、当然、それぞれ国益をかけた交渉になるわけでございます。

○安倍内閣總理大臣

私は真意は、まさに最後の

段階でござりますから、だんだんお互いの主張が

接近はしてくるわけございますが、しかし、そ

こでなかなかお互いに譲れない一線も見えてきて

いるわけでござります。

そこで、私が申し上げたかったことは、決して

日本が数字にこだわっていないということではなくて、むしろ大変大切である、その中において、

日本は柔軟性を既に發揮してきている。同時に、

先ほど申し上げましたように、アジア太平洋地域

に大きな新しい経済圏をつくつていく、そして、

それは市場アクセスだけではなくて、知的財産や

国有企業、あるいは環境、そういうさまざまな分

野におけるルールづくりをしていくんだ、この

ルールづくりにおいては、基本的に日本は大きな

役割を果たしてきていますから、そうした日本の

役割、日本の存在ということもよく勘案した上に

おいて、米側にも高い見地に立つてもらいたい、

こういう私の考え方方が込められているわけでござります。

もちろん、これはお互い、双方がといふこと

ありますが、我々は、交渉する立場において、米

側にもぜひ高い見地に立つてもらいたい、こうい

う意味も含まれている、こういうことでございま

す。

○玉木委員 ありがとうございます。

それで、この農水委員会の決議も行いました

重要五項目について、実は、正直、私も含めて当委員会の与野党の先生方も不安に思っている方もいらっしゃると思うのは、先般、日豪のEPAがありました。牛肉に関する関税については、あれも明確な日豪EPAの決議があつたにもかかわらず、関税の引き下げということが事実上決まりました。ということは、TPPの決議はしたんだけれども、結局、いろいろな、総理がおつしやったような大局的な判断あるいは総合的な判断の中で、この決議をした五項目については破られるのではないか、守られないのではないかというふうな不安が広がっております。

この農林水産委員会で決議をした重要五項目については守っていく、この点について改めて総理の決意をお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 昨年、日米首脳会談を行い、そしてTPP交渉に参加するという判断をしたのは、我が党が公約で掲げておりました、聖域なき関税撤廃ではないということを確認したからでございます。

同時に、私たちは、公約集とは別に、政策集であるJ-FAIRに載せてある五品目、そして、これは衆参の農水委員会で決議がなされているわけですが、政府としては、この決議をしっかりと受けとめながら交渉に臨んでいきたい、このように考えておるところでございます。

○玉木委員 なかなか明確に五項目を守っていくということは、総理から明確な答えを今いただけなかつたと思います。

総理がおつしやった昨年二月の日米共同声明は、お手元の資料一にあります。先ほど、決議が守られるのかどうか不安だということを申し上げましたが、その根拠の一つは、TPP交渉に参加する一つの大きなかかけとなつたオバマ大統領と安倍総理の間の日米の会談、そしてそれを踏まえた共同声明であります。

これに基づいて、先ほど総理がまさにおつしやいました、自民党の公約にもあつた、聖域なき関税撤廃ではないということが確認できたのでTPPに入

P交渉に入ったということでありますけれども、この日米共同声明でありますけれども、総理が多分おつしやつたのは、青で囲んである第一パラグラフのところで、二国間の貿易上のセンシティビティーが互いにありますと。それはそうでしょう。ただ、最終的には交渉の中で決まっていきます、ただ、最終的には交渉の中で決まっていきます、

一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められることではないということなので、多分ここを踏まえておつしやつているんだと思います。

ただ、これは私は予算委員会でもたしか総理に申し上げたんですが、特に③のところは、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないというこのややこしい一文ですが、裏返して言えば、事後的に、全ての交渉参加国が合意した場合には全ての関税の撤廃もあり得ることを書いている文だと思います。

もっと大切なことはパラグラフの一でありますて、これは多分何度も交渉でも先方から言われてゐると思いますけれども、日米共同声明の肝は、第一パラグラフではなくて、第一パラグラフに書かれてある、両国政府は、二〇一一年十一月、いわゆるホノルル宣言です、あのTPPの輪郭、アウトラインにおいて示された、包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認する、これが原点なんだと思うんですね。

包括的な、あるいは高い水準の協定というのは、抽象的な表現で、何が何だかわからないんですけど、実は、このホノルルの二〇一一年十一月の文書には定義がありまして、包括的なマーケットアクセスとは定義がありますが、その中で、彼らも当然彼らの要求をしてくるわけでございますが、我々も当然私たちの要求を今しっかりと行つていいことがあります。我々も我々の主張をしっかりと行つていいから、今の段階ではまだ合意に至つていな

いということです。エリミネーター・タリフズと書いています。つまり、関税の撤廃ということがこの包括的なマーケットアクセスの一つの定義であり、そして、そのことについての意味で、総理に改めて認識をお伺いしたいんですけれども、国内的には、聖域なき関税撤廃は合意したということがTPPに入

る前提になつてゐるわけです。
ということは、アメリカから、もちろん彼らも柔軟性を示すべきだと思いますが、無理難題を言ってくるように聞こえるんですが、ただ、原点に立ち返れば、我が国政府もここで二〇一一年十一月のホノルル宣言には合意してTPP交渉が始まつているということをアメリカはしつこく言うのもある種当たり前だと思うんですね。この中で重要五項目を守っていくということは極めて難しいのではないか。実は、先ほど申し上げた不安の一因はここにあるわけであります。

加えて、第三パラグラフにある、黄色で囲っているところですけれども、一方でアメリカは、自動車や保険についてはいろいろやつてくださいよということが書いてあって、それを踏まえて、資料の三を見ていただきたいんですけど、これは、二月の日米共同声明を受けて、総理が正式に入ることを宣言した四月の日米の合意内容の文が書かれてありますけれども、ここには何とこういうことが書かれてあるわけです。両国政府で合意した内容ですけれども、自動車については、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によつて撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、「云々、このことにについて両国政府は確認するとなつてているわけです。

まだ交渉が始まつてないのに、アメリカの自動車の関税に関しては、こういうある種、我々は一番長く後ろ倒して撤廃ですよみたいなことが日本両国で決められてあって、かつ、加えて申し上げますけれども、聖域が確保されている、聖域なき関税撤廃を求められるものではないということを同意して入つていて以上は、相当厳しい交渉を求めるのはある種当然なのではないかと思います。

○玉木委員 この農水委員会における五品目に對する決議はしっかりと受けとめ、交渉にこれからも当たつていかなければならぬ、こう決意をしているところでございます。

歴史を守つていくということは非常に大切なことだと思いますし、これから日本が直面する課題の中では、集落をいかに維持、守つていくのかということこそが最も大きな課題の一つだというふうに私は認識しております。

もちろん、農業だけで解決できる問題ではございません。この人口減少の中で集落を守つていくということ、本当に、経理にリーダーシップを持つていただきまして、政府全体で集落の維持そして発展に今後もお力を發揮していただきますように、心からお願いを申し上げます。

現在のカロリー・ベースの自給率というものは三九%でございます。これを五〇%にというような続きまして、食の安全保障について一点お伺いをいたします。

大きな方針がある中で、その背景には、国民の八割以上の方が、世界的な人口増加を見据えた中で、今後の日本の食が確保できるのかどうかということが、非常にたくさんの国民の皆様が不安を抱いていらっしゃるという現状があります。

そして、まさに日本の食の安全保障を守るという考え方がある中で、現在の国内の農地をフル活用しても、自給率は最大五〇%にしか行かないというような農林水産省の試算がある中で、やはり今後も海外からの輸入にはいずれにせよ大きく依存をしていかなければならぬ現状があると思います。

そこで、そうした中で、日本のODA、そして農林水産省の外郭団体も含め、これまでさまざま

な形で技術、資金的な貢献を海外に対して積み重ねてきた歴史と経緯があります。その考え方の根本には、世界の食料事情というものを安定させることによって、ひいては日本の食の確保にもつながるという考え方があるうかと思いませんけれども、この考え方だけでは、世界的な急速な人口増加というものに、本当に今後の日本の食の安全保障を考えるときに、対応していくのかどうか、私には大きな疑問がございます。

そこで、今後は、技術支援、そして資金支援を

さまざま海外の国々にするに当たっては、交渉過程の中で、協議過程の中で、日本が何か危機的なかつたときには、優先的にしっかりと日本の食の安全確保に貢献をしてほしいということを考えております。

今まで突っ込んだ外交交渉の上に、海外に対する技術支援、資金支援をしていくべきだと私は強く思っているんですけれども、そのあたりに対しても、経理の御見解をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 食料の安定供給を将来にわたりて確保していくことは極めて重要であります。また、国民に対する国家的基本的な責務である、こう思っております。国内農業生産の増大を図り、食料自給率と食料自給力をともに向上させていくことが大変大切であります。

このため、安倍内閣では、輸出促進、六次産業化による付加価値の向上、多様な扱い手の育成確保、そして農地集積バンクの取り組みによる生産性の向上、美しいふるさとを守る日本型直接支払の創設など、精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続けてきた米の生産調整の見直しを行なうなど、農政の大改革を進めることによって、農林水産業の活性化を図っていきたいと考えております。

一方で、食料の安定供給については、食料・農業・農村基本法において、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行うこととしておりまして、食料の安定的な輸入の確保も重要な認識をしております。

このため、途上国への技術支援を行うとともに、国際会議の場において、食料輸出国による輸出規制の抑制を主張することなどにより、安定的な輸入の確保に努めているところであります。

なお、今回大筋合意をいたしました日豪EPAにおいては、我が国がこれまで締結したEPAでは初めて食料供給の章が設けられまして、輸出国内の生産が不足した場合であつても、輸出規制を新設、維持しないよう努める旨が規定されておりまして、これはまさに委員がおっしゃった考え方、

思想に基づくものである、こう思うわけでありまして、食料の安全保障上、義務のあるものになつてゐると考えております。

○岩永委員 ありがとうございます。

今後も海外とのそうした関係をしっかりと構築していくことこそが、食の安全保障を守るという観点でも、非常に大切だと思います。

最後に、経理、きょうの朝御飯、何をいただかれましたでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 きょうの朝ですね。きょうの朝、ちょっと、若干、ゆっくりと起きたものでございますから、十分な朝御飯を食べることができます。また、朝御飯を食べることができなかつたのでございますが、通常は、おいしいお米とみそ汁を食べているところでございます。

これを世界に広げていきたいと考えております。

○岩永委員 しつかりお米を食べていただいて、あすの首脳会談に挑んでいただきたいと思います。

もう与野党関係なく、本当に、国益を守るという観点から、心よりのエールを送らせていただきたいと思います。日本の国益を守ってください。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 日本維新の会、鈴木義弘です。貴重なお時間を頂戴して、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今、岩永委員からも質問がありました農政の課題と将来展望について、何点かお尋ねをしたいと思います。

世界の人口は約七十億を数えるようになつております。二〇五〇年では約百二十億人になるといいます。推計値もありますし、我が国では、人口減少にななかか歯どめがかからず、九千七百万人ぐらいになつてしまふだろうというふうに言われています。

このため、途上国への技術支援を行なうとともに、

先ほどもお尋ねがありましたように、食料の安全保障とは何ですかということなんです。これは、私は過去の農林水産委員会でも何回もお尋ねをさせていただいだんですが、先ほども議論のありましたTPPの締結は、我が国にとって食料の安全保障の面で有益になり得るのかどうか、そこも含めてお尋ねをしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 食料の安全保障とTPPについてお尋ねがございました。

いわば食料の安全保障につきましては、先ほど申し上げましたように、食料の安定的な供給を将来にわたつて確保していく、そして、それは国民に対する国家の基本的な責務であり、国内農業生産の拡大を図り、食料自給率と食料自給力をともに向上させていくことが大切であり、そして、それをしっかりと行つていくことによつて、食料の安全保障を確保していきたい、こう考えていると

メリカもそうでしょ、けれども、砂漠化が進行していく食いとめられないという話もあります。そもそも作物をつくるのに一番大事な、必要な良質の水が枯渇しているというふうに言われていますし、深刻な水不足になるのではないかと予測をしている人もいます。国家百年の大計は教育とうふうに言われますが、食、すなわち農業については、百年の大計どころじやなくて、もっと長期の計画を持ってやらなければならないと思っております。

ころでございます。

そのためには、それを支える農業人材を確保していく、そして、その基盤をしっかりと整備していく、維持していくことが大切でございますが、TPPいかんにかかわらず、農は国の基であり、今段階では、確かに、食べ物が将来獲得できるくなる、食べ物を得ることができなくなるということはなかなか想像しにくいわけでございます。しかし、多くを日本は輸入に頼っているわけでございますし、また、日本で生産する上においては、そのための燃料も必要であります。そうしたものは海外からやってくるわけでございまして、そうしたものをお安定的に、安全に確保するために太平洋地域の安定を守っていく必要があります。

TPPにおきましては、いわば食料の安全保障

上も、我々は、守るべきものはしっかりと守らなければいけないわけでございますし、同時に、日本農業の魅力にさらに磨きをかけていくという保していく必要があるんだろう、こう思うわけであります。

TPPにおきましては、いわば食料の安全保障

上も、我々は、守るべきものはしっかりと守らなければいけないわけでございますし、同時に、日本

農業の魅力にさらに磨きをかけていくという

努力をみんなで行っていく必要があるんだろう。

そうしたことを行つていくことによって、若い皆

さんにとって、自分の情熱や能力や努力によつて、

新たな地平線を切り開いていくことができる分野

である、こう思つてもらえるような農業にしてい

きたい、こう考へておきたいと思います。

○鈴木(義)委員 国家の責任を持つて行わなくてはならないのは、エネルギー、食料の確保が最大限の責務だと私は考へています。

今回の二法案の提出に当たつては、農政を推進

するためにアクセルとブレーキを踏んでしまって

いるんじゃないかというふうにも言われていま

す。

政治の場でよく使われる言葉に、いつでもどこ

でも誰でも支援しますという、福祉、医療の場合

はよく使われるんですけれども、でも、できない

ことを口にしないと、少しでもそのことに不満を

持つている人たちが、それを言い出した人たちを仲間やマスコミを使って徹底的に糾弾するという

ております。

こうした改革を着実に進めていくことによつて、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、

人が私たちの食を保障してくれているわけです。

その労働の対価として、ある一つの基準を設けて

ます。

政治の仕組みは、民意の反映、民意の集約、そ

して利害関係者の調整を図ることは承知しておりますが、今回の議論の中で、きのうもお尋ねした

ことですけれども、今食料安全保障が大事だとい

う

話が出て、二年先には、よく様子を見て調査して、

保険を今回の議案の中の附則のところに追加しよ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

にお越しいただいておりますので、この法案について、改めてその重要性等々を伺いたいと思います。

まず、この法案が重要法規案になりました。私は、それを知ったときに、内容から考えて、実は意外だったんですね。なぜならば、重要なことは変わりないんでしょうけれども、その内容については、基本的に、押しなべて言つてしまえば、これまで制度としてやつてきたことを、ある程度修正をして法規化するということだったの

で、内容的に大きな改革というところが、私としては余り感じられない法案であるということが正直なところです。

そこで、総理に改めてお伺いいたしますが、政府提出の二法案、この法案を通じた農政改革全般、これを総理が強く推進するという、その理由を改めてお伺いします。

○安倍内閣総理大臣 農業については、先ほども答弁いたしましたように、まさに農は国の基であり、かつ、各地域を支えているのは農村であると言つてもいいんだろう、こう思うわけでございまして、その農業 農村において、若い人たちが未来に希望を持って仕事をしていくことができる、汗を流していくことができるようになります。そして、その農業 農村において、若い人たちが未だに仕事をしていくことがで

きるためにはさまざまな課題があるわけでありまして、一つ一つ、課題に正面から向き合い、克服していくことが不可欠であります。

昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめまして、新たな需要を取り込むための輸出の拡大、六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、農地集積バンクを通じた農地の集積による生産性の向上、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行ふこととしているわけでございます。

いわば、農業の改革につきましては、一見地味

に見えるかもしませんが、しかし、それ 자체は、実は未来に向かって農業を魅力ある産業にしていく上において大変重要なことがある多いわけですが、が今回のこの法案に込めた思いというのは、今こそ農業を若い皆さんにとって魅力あるものにしていきたい、担い手の皆さんがその能力をフルに活用できるような状況をつくっていくための法整備をしていきたい、こう考えているわけでございまます。

今般御審議いただいている二法案は、このうち、多様な担い手の育成確保、日本型直接支払いの創設を実現するためのものでありまして、今後、これららの改革を着実に進めることによって、農業を若者に魅力ある産業に成長させ、農業、農村の所得倍増の目標の実現につなげていきたいと考えております。そこで、二法案の早期の成立をよろしくお願ひいたします。

○林(宙)委員 私は、前にみんなの党、そして今は結いの党ということで、非常に改革ということを前面に押し出してきていた政黨で活動しているわけで、今回、審議の中で、本会議でも少しお伝えしたというか質疑に入れさせていただきました。けれども、EU型の直接支払いというのをベースに考えていくべきだ、それが私たちの党の姿勢であるということは申し述べさせていただきました。

そのためにはさまざまな課題があるわけでありまして、一つ一つ、課題に正面から向き合い、克

服していくことが不可欠であります。

昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめまして、新たな需要を取り込むための輸出の拡大、六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成確保、農地集積バンクを通じた農地の集積による生産性の向上、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んだ上で、さらに、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しを行ふこととしているわけですが、たまたま私は思つてます。

一方で、今これだけ、戦後七十年近くたつてきているわけですので、その間に農業に対する国民の見方というのもだんだん変わつてしまいまして、それがいい意味でもそうですし、悪い意味でもあるかというふうに思います。

例えば、私たちの世代なんかは、前も委員会で申し上げましたけれども、やはり食料に困るとい

う具体的な危機的状況になるということはほぼ経験しないで育つてきた時代ですので、そういう意味では、そういう危機感をお持ちの世代とそうでない世代というところでは、どうしても、食料を確保することにこれだけ国が支援する、その意義は何なんだと思います。

今般の農政改革においては、担い手の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増大など厳しい状況における我が農業が、将来にわたって、消費者のニーズに応えながら、食料を安定的に供給していくことで生産者サイドに立ってきたという農政に対しまして、私たちはある程度消費者という立場から考えていくこともこれからは必要なんだろとうとしますと、例えば、先ほど、生産調整は廃止すべきではないか、そんなお話をしましたが、それに伴つて米価はある程度下落するでしょうと、それで、消費者の立場から考えるとこれは利益であることは容易に予想されます。その米価が下落した際に、消費者としては、店頭で買う価格については大分安くなるというところもあります。それで、消費者の立場から考えるとこれは利益であることは容易に予想されますが、それも含めて、政府として、消費者視点に立つた農政改革という点については、総理、どのようにお考えで、今回、審議の中でも少しお伝えいたしました。けれども、EU型の直接支払いというのをベースに考えていくべきだ、それが私たちの党の姿勢であるということは申し述べさせていただきました。

○安倍内閣総理大臣 戦後すぐの段階において、農業に携わる人口あるいは農業経済に携わる人口

というものは大体人口の半分ぐらいと言つてもよかつたわけでございまして、まさに第一次産業が国の一一番大きな産業であったということも言えるのではないかと思うわけであります。

しかしながら、その後、農業人口が減少してきたわけでもございます。かつては、農業政策というものは、ほとんどこれは国民全体にとっての政策であつたと言つてもよかつたんだろうと思いますが、今委員が御指摘のように、そうした中において、生産者に偏り過ぎているのではないかという御指摘だろ、こう思うわけでございます。

しかし、一方、先ほど来答弁をさせていただき、私は思つてます。かくかく思つてますが、今委員が御指摘のように、そうした中において、生産者あるいは消費者の視点をどう取り込んでいくかといふことは結構重要なことであります。本会議の質疑でも触れましたが、私は、スイスの例を挙げて、やはり消費者の視点をどう取り込んでいくかといふことは結構重要なことであります。本会議の質疑でも触れましたが、私は、スイスの例を挙げて、スイスは、農業に多大な、巨額の支援を行ふことに対して、国民投票並びに憲法改正を行つてまでコンセンサスを得たという事実があります。

そこまでやるかどうかは別として、総理も本会議の答弁で、今後、国民に丁寧に説明をしていく必要があります。その上で、お答えになつていますので、例えば、国民投票なのが、選挙のときにそれを前

す。要は、今ちょっと触れました畑作の方の今回の

ゲタ対策なんですけれども、私たちが何度も何度も申し上げている、欧米型というかEU型というか、その直接支払いという言い方をしますが、よく見ると、ゲタというのは、スキームとしてはそれには近いというか、ほんそんないイメージなのかなというふうに思っているんですけども、大臣、認識としてはそんな形で間違つてはいらないんでしょか。

○林國務大臣 基本的にはそういうことである、こういうふうに思います。いわゆるゲタ対策、生産条件不利補正交付金、こういうことです。が、十分な国境措置が講じられない、諸外国との生産条件の格差でコスト割れが生じている例えば麦、大豆の農産物について、コスト割れを補填する、こういうものであります。

EUやアメリカにおいても、平成五年に妥結しましたガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の結果等を受けて、逐次、価格支持政策、プライスサポートという政策の見直しを行つて、これに対応して直接支払い制度の拡充を行つてきておりまして、農政における世界の流れ、潮流と言つてい

いと思います。畑作物のゲタ対策というのは、基本的にはこうした欧米型の直接支払いと同様のものである、こういうふうに考えております。

○林(宙)委員 ということで、畑作に関しては、政府案が通ればこのスキームが導入といふか、それが固定されるということになると思うんですよ。だつたら、米に関しては、少しそういうことを今後考えていくてもいい要素は出てくるんじやないのかな。

要は、そういうことをやる素地というか事例といふのは畑作の方ではあるので、今後、いろいろな要素を考えていたときに、米の方でも適用しようと思えばできるんじやないかというふうに私は思つたりしますが、それが導入されるには、

恐らくまた別の大きな議論をもう一度しなきやい keineんじやないかと思つていますので、ここであえて導入してくださいとは言いません。

先ほど来、生産調整の見直しについて、総理に對していろいろと質問がありまして、私も少し触れさせていただきましたけれども、今回、五年後

を中途にということで、行政が配分する生産目標というのをやめても、農家自身がマーケットを見ながら、このぐらいつくれば大丈夫かな、売り切れだらうなとか、いろいろなことを考えて経営していく方向に移行していくたいということを常々おっしゃるわけなんです。

そうすると、当然、私は、では、そこには行政はもう関与しないということです。いんだらうな、行政の手助けが必要ない状態にしていきま

しょうね。これは非常に歓迎すべきことだと思って

いるんですね。

であれば、先ほどから何人かの質問者の方がおつしやつておられるとおり、生産調整というのを、今は見直してもいいですけれども、例えば五年後

なり、もうちょっと先のかもしませんが、そのときには廃止しますよということを言つたところ

で何ら問題はないんじやないかな。

実は、生産調整というのは、主に食糧法の方に

もそういう熟語が入つておられるんですね。特に、第一条なんというのは、主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針というのがあつて、そ

の中に、米穀の需給の均衡を図るために生産調整の円滑な推進ということに関している規定がなされているわけです。先ほど申し上げたとおり

第二条です。

こういうものを廃止していくとか、そういう方針がない限り、いつまでたつても生産調整をする根拠というのが残つてしまふ。そうなると、せつ

かく改革だといつて、総理がいわゆる減反の廃止

とお話しになつたり、生産調整は廃止とまでは言いませんが、見直しといふところになつてきてい

るときに、何か整合性がとれないんじやないのかな。そこに關して、改革に対する賞倍というのが

なかなか見えてこないなと思うんですけれども、生産調整の規定というのを今後削除していく、そういう考え方があるのかどうか、これについてお聞かせください。

○小里大臣政務官 食糧法についてのお尋ねでござります。

御指摘のとおり、現在までは行政が生産数量目標の配分を行つたところでございますが、これを、今回の米政策の見直しにおきまして、五年後をめどに、行政による配分に頼らずとも、現場で需要に応じた生産が行われるように、環境整備を進めることにしているわけであります。

行政による米の生産数量目標の配分は、かつては食糧法に基づいて実施をされておりましたが、既に根拠条文が改正をされまして、数量配分は、食糧法に基づくものではなくて、局長通知によつてなされているわけであります。

したがつて、現時点において食糧法の改正を含めた法的な手当てを行ふ必要はないと考えておるところでありまして、今回の米政策の見直しの内

容をしつかりと実行していくことが肝要であるところ

で、何ら問題はないんじやないかな。

○林(宙)委員 そういった根拠であるということであれば結構ではないかなと思ひますけれども、結局のところ、お伺いしたいのは、生産調整に関する数値目標はやめるんだけれども、いただい

てはなされています。

○林(宙)委員 そいつた根拠であるということであれば結構ではないかなと思ひますけれども、結局のところ、お伺いしたいのは、生産調整に関する数値目標はやめるんだけれども、いただい

てはなされています。

○林(宙)委員 そいつた根拠であるということであれば結構ではないかなと思ひますけれども、結局のところ、お伺いしたいのは、生産調整に関する数値目標はやめるんだけれども、いただい

てはなされています。

○林(宙)委員 何となくやはり落ちつきが悪いと

見ると、今後も米の需給と価格の安定のために行政、生産者団体、現場が一体となつて取り組むとか、そういう記述というのはやはりあるわけですね。そうすると、数値目標は、皆さん、行政に頼らなくてやれるようになつてください

ます。

○小里大臣政務官 減反について考えますとき

定的な米の供給というものが損なわれかねないわけあります。そのために、やむを得ず減反、減反で来たわけであります。

しかば、需要のある米をつくるうということ

で、今回、米政策の見直しが行われました。その結果、飼料米を中心として、非主食用米をフルに

水田を生かしてつくつていこう。稻を稻として作付していくわけでありますから、減反の世界からは脱却をしていく。あるいは、不作付地までこれを広げていきますから、考え方によつては増反を広げていきますから、考え方によつては増反の世界に入つていくということも言えようかと思います。一方で、非主食用米をつくつていけばつくついくほど、結果として主食用米の生産が調整をされ、米の値が安定をしていく、そういうことを期待をされるわけであります。

したがつて、これからは、減反と生産調整という概念は必ずしも同一ではないのかな、同義語ではないのかなど、いうことも考えられるわけであります。

したがつて、これからは、減反と生産調整といふ概念は必ずしも同一ではないのかな、同義語ではないのかなど、いうことも考えられるわけであります。

したがつて、現時点において食糧法の改正を含めた法的な手当てを行ふ必要はないと考えておるところでありまして、今回の米政策の見直しの内

容をしつかりと実行していくことが肝要であるところ

で、何ら問題はないんじやないかな。

○林(宙)委員 そいつた根拠であるということであれば結構ではないかなと思ひますけれども、結局のところ、お伺いしたいのは、生産調整に関する数値目標はやめるんだけれども、いただい

てはなされています。

○林(宙)委員 何となくやはり落ちつきが悪いと

見ると、今後も米の需給と価格の安定のために行政、生産者団体、現場が一体となつて取り組むとか、そういう記述というのはやはりあるわけですね。そうすると、数値目標は、皆さん、行政に頼らなくてやれるようになつてください

ます。

○林(宙)委員 何となくやはり落ちつきが悪いと

見ると、今後も米の需給と価格の安定のために行政、生産者団体、現場が一体となつて取り組むとか、そういう記述というのはやはりあるわけですね。そうすると、数値目標は、皆さん、行政に頼らなくてやれるようになつてください

改革と言い切れないんじゃないかというふうに思つてゐるわけです。

だつて、何かずっとやつていつたら、いやいや、やはりこれをやつて失敗しましたといふので、生産調整、がちがちで復活しますということでもまだできるという状況が残つてゐるということです。改革というのは、ほぼ退路を断つてやるぐらいいの覚悟があつてこそ改革なんですよ。そうなると、もうちょっとはつきりとした態度というのを示していただきたいも、私は、私はですよ、私たちの遠くの立場からいつたら、いいんじゃないのかなというところはあるんです。

ただ、もう審議も佳境になつてきておりますので、余り細かいことはもう申し上げませんけれども、最後の最後にやはり聞いておきたいことというのが幾つかまだ残つていますので、ちょっとそつちで聞きたいなと思うんです。

今、小里政務官から飼料用米のお話がございました。

これは前々から申し上げておりますが、戸別所得補償は十アール当たり一・五万円という金額であります。これに對してばらまきだといふ批判が、私たちも含めてあつたわけでござります。しかししながら、飼料用米に関しては、平均すればどくついていただく、これは非常に大事であるといふことになるのかもしれません、基本的に、真ん中とつたら八万円、五・五万円から十・五万円ですけれども、十アール当たりで八万円でござりますね。

そうすると、戸別所得補償をやるよりも、単位当たりで考えたら物すごいお金をつけるじゃないですか。つける理由は今までいろいろお伺いしました。だけれども、これは投資の一種みたいに考へると、十アール当たりにこれだけのお金を投入するんです。投入した結果、これだけの利益を、メリットを持つてくるんですというのを見えない、理解はされない、んじやないかなと思いますよ。しかも、主食用米、人の、人間のですよ、これはよくある議論ですけれども、人間の食べるものはよくある議論ですけれども、人間の食べるものを生産するんだつたら、まだ何となく、

食料自給率にも直結するし、いいんじゃないかと思つてゐるわけですね。

皆さん思うかもしれないですからね。

一〇〇%そのまま自給率に反映されるわけじゃないですか、そう考へると、どのぐらいこの八万円に合理性があるんでしょうかということにはなると思うんです。

これについては、効果とか効用というのを明示的に示すというのは難しいと思いますが、大臣、改めて飼料用米の合理性について御答弁をお願いします。

○林國務大臣 まず、米の消費量が半分になつてゐる。百十八キロから五十六キロとよく言うんでですが、今、小里政務官からもお答えしましたよう

に、では、米の消費量が半分になつたので水田も半分にするか、そういうところではなくて、やはり貴重な生産装置である水田は有効活用していく

したがつて、主食用の米にかかるものを水田でつくついていただく、これは非常に大事であるといふ観点から、餅米、飼料用米のような多様な米の生産振興を図る。小麦や大豆、固定的な国産需要は、あるんですが、海外からの輸入に依存している。そのときに、では、飼料用米ですが、何と代替するかといえば、輸入トウモロコシと代替しなければいけないわけです。それと置きかわっていく、

こういうことでありますから、したがつて、輸入トウモロコシと遜色ない価格で供給ができるようになります。これがないと、餅米をつくってくれと言つても、誰も買わない、こういうことになつてしまふわけでござりますので、まず、そういうことが大事である。

それから、今は主食用米に比べてむしろ単収が低いということです、八万円プラスマイナス二・五万円という数量払いということで、単収向上的取り組みのインセンティブを入れた、こういうことをございまして、飼料自給率が大変低い我が国に

おいて、飼料用の米の生産が増加して、飼料の安定供給につながる。よく、畜産の話をすると、常に、為替が動いたので餌代が高くなつていて、こうしたことではなくつていくわけでございます。餌の部分については。それから、主食用米と同様の栽培方法や農業機械が使える。

こういうことでございまして、食料自給率や自給力の向上をあわせて図つていくという意味でも、大変にメリットが大きい、こういうふうに考えております。

○林(宙)委員 水田を水田として活用するというのは、非常に大きな要素だと思います。

一方で、多面的機能の維持ということを説明するのなかなか、都市部の方々に対しても特に難しいなどいながら私も説明をさせていただいている事実がござります。

水田を水田として活用するということに関し、十アール当たり八万円、あるいは、今大臣がおっしゃったように、やはり輸入トウモロコシと代替していくんだ、その結果、為替の影響なども解消していくんだ。いろいろな理論武装をしておかないと、やはり各方面に行つたときに、何でだといふ話が毎回毎回起つてくると思うんです。これは、先ほども申し上げましたけれども、政府だけの責任ではなくて、やはり農政にかかわる議員は基本的にはちゃんと理論武装しておかなければいけないんじゃないかなというふうに思う次第です。

もう一つ、これは簡潔に答えていただければいいと思うんですけれども、ちょっと懸念しているのが日本型直接支払いの方なんです。

○林(宙)委員 そのようにおっしゃるので、大丈夫なのかなというふうには思つて、いますけれども、それが結局のところ、私たちが、直接支払い

も、それが結局のところ、私たちが、直接支払い

といふのは、農業に従事する人には基本的に渡らなければいけないんですね。これは、領収書等々の支払いをして、それをやはり担保しないと、私は難しいんじゃないのかなというふうにちょっと思つてあります。

それだから、本当に担い手なんかにほんと、この分で何とか維持をしてくれということで、その担い手から直接的にアルバイトを雇うなり、そういう形にした方がまだ透明性が確保できるんじゃないかななど、うふうに私は思つてます。

そこそこつくるんでしようかというところをお答えください。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

多面的機能支払交付金でございますけれども、活動組織において、活動参加者に対する日当のほか、資材の購入費ですとか工事や事務の外注費等、その執行や会計経理が適正に行われるということが重要でございます。

活動組織におけるこうした交付金の用途につきましては、制度趣旨に即した適切なものであつて、幅広い用途に用いることが可能でございます。

このため、この交付金につきましては、活動組織は、領収書等の支払いを証明する書類を受領、保管いたしまして、金銭出納簿に記録するという

ことを行いますとともに、毎年度、この出納簿を市町村長に提出して、これを市町村長が確認するという仕組みとすることとしております。これによりまして、交付金の用途のチェックを行うといふことにしております。

また、さらに、地方農政局が、毎年度、活動組織の中から抽出して、証拠書類等の検査を行つて、

このこととしているところでございます。

○林(宙)委員 そのようにおっしゃるので、大丈夫なのかなというふうには思つて、いますけれども、それが結局のところ、私たちが、直接支払い

も、それが結局のところ、私たちが、直接支払い

といふのは、やはりそういう懸念があるからなんですね。これは、領収書等々の支払いをして、それをやはり担保しないと、私は難しいんじゃないのかなというふうにちょっと思つてあります。

せていたら結果になつてしまいましたけれども、最後にちょっと申し上げておきたいなと思うのは、今回、皆さんの意見を聞いていて、やはり農地を農地として維持していくんだという、その重要性に対する姿勢は各党とも変わらないというのは、これはもう本当に強く思いました。これはすばらしい議論だったと思います。

それに対する手段をどうとするかところで違ひが出てきているのかなということで、私もスピードをやっていたので、サッカーナんかに例えたらよくわかるのかなと思いました。要は、五一、四、一で、ディフェンダーを多くしておく政策なのか。私たちは、フォワードを三人ぐらいにして、ディフェンスはちょっと薄くても、もつともっと

攻めていきましょうよ。監督がどっちをとつても、それはもう監督の判断ですということになると、私たち、やはりそれを、とにかくこれだけ多額のお金を税金から使うわけですから、国民の皆さんに胸を張って説明していくけれども、決まつたことに関しては、やはりそれを、とにかくこれだけ多く出てくるのかな。

そういう中で議論をさせていただきて、この後、採決に入るんでしょうけれども、決まつたことについて、やはりそれを、とにかくこれだけ多く減らしていくのかな。

この法案審議中、何度も何度も登場させていたきましたして、本当に皆さんには、途中で、また林かというふうに思われたかもしれませんけれども、いろいろな議論を通して私自身も十分な議論ができたかなというふうに思つておりますので、最後に畠先生の質疑がありまして、皆さん、最後までぜひ審議に耳を傾けていただきたいなとうふうに思います。

では、以上をもちまして私の質疑を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○坂本委員長 次に、畠浩治君。
○畠委員 改めて、畠浩治でございます。
最後になりましたが、皆様、もうしばらく御辛

抱を賜ればと思つております。

先ほど、総理に対し、生産調整の意義ということをお伺いしましたが、資料をお配りさせていただいております。これは平成二十三年度の食料・農業・農村白書からとったものであります。これは、十九年度に七・一万ヘクタールの過剰作付面積ができたので、ペナルティー型のものを導入して、五・四、四・九と減ってきた。平成二十一年度から米の所得補償が始まつて四・一に減つて、その後、二十三年度が二・二に一気に減つて、二十四年度は二・四万ヘクタール、二十五年度は一・七万ヘクタールということで、一・一万ヘクタール台で推移しているということです。

これを見ると、私は、過剰作付面積が戸別所得補償とリンクさせることによって減つていているといふ事実があると思うのですが、この戸別所得補償とのリンクで生産調整を選択する、やっていくと、いうことの意義について、大臣はどうのように認識をされておられますでしょうか。

○林国務大臣 これは、畠先生ではない方のときにお金を税金から使うわけですから、國民の皆さんに既に一回議論になつた、こういうふうに思つて採決に入るんでしょうけれども、決まつたことについて、やはりそれを、とにかくこれだけ多く減らさなければ、チェックをしつかりしていただきたいなというふうに思つて、次第でございます。

この法案審議中、何度も何度も登場させていたきましたして、本当に皆さんには、途中で、また林かというふうに思われたかもしれませんけれども、いろいろな議論を通して私自身も十分な議論ができたかなというふうに思つておりますので、最後に畠先生の質疑がありまして、皆さん、最後までぜひ審議に耳を傾けていただきたいなとうふうに思います。

この水準が、近年、安定的に推移している要因ですが、二十二年産以降、米の直接支払交付金等の支援、これが定着してきている。それから、二十三年は、御案内の中おり、お地元でもあります

断で需要に応じた生産を行えるように、いろいろな環境整備をしていく、こういったことにしたところでございます。

○畠委員 そうすると、きめ細かい情報提供に付面積ができたので、ペナルティー型のものを導入して、五・四、四・九と減つて、四年後、二十三年度が二・二に一気に減つて、二十四年度は二・四万ヘクタール、二十五年度は一・七万ヘクタール台で推移しているということです。

そこは、生産調整が、自主的じゃなくて、やや緩くなつても、構造改革をやつて、むしろそういう方向に行くのがいいという考え方は一つあるだ

う方向に走るがいいという考え方は一つあるだけだと思います。生産調整の考え方からいふと、どう見ても、情報を与えて自主的に判断させることがうまくいくとは思えないんですが、生産調整の観点からはうまくいくとお考えになつていて、それが、その根拠をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 先ほども申し上げましたように、過剰作付は、例えば平成十六年は二・五万ヘクタールだったんですね。それからふえて、また減つて、こういうことになつておりますので、必ずしも今までの生産数量目標の配分ということがうまくいくついたかといふことも一方である、こういふふうに考えております。

それからもう一つは、やはり需要のあるものをつくつていただくという意味の一つに、御家庭で食べていただくようなブランド米だけが米というところではなくて、中食・外食用のいわゆるボリュームゾーン、こういうものがかなりの割合で出てきておりますので、それぞれの需要に合つたものをそれぞれの方がつくつていただくといふことによつて、全体として需給のバランスがとれていく。

では、以上をもちまして私の質疑を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

要に応じて皆さんにつくつていただくという環境整備をしていく、こういう考え方方に立つて改革をするということです。

○畠委員 まさに、しっかりと需給の見通しをとつて、そしてこれがうまくいくためには、やはり事前の契約とかその見通しがしっかりとできることなんですね。そこがちょっと見えないのですから、若干不安というか疑問を持つておられるんですが、これはこれで終わらせていただきまして、次の議論をさせていただきたいと思います。

農業の戸別所得補償政策の制度というのは、これは玉木議員が言つておられたと思いますが、静かな構造改革、その中に集約化、そして大規模化のインセンティブが組み込まれた制度だということをおっしゃつておられまして、そういう意味で構造改革的だという議論はあるし、私もそう思うのですが、その後の財政支出の持続性というところを、そういう意味で構造改革的かどうかといふことをお伺いしたいと思うんです。

実は、戸別所得補償政策は、今見ると、差額を埋めるということでなかなか議論が分かれるところは確かにあります。ただ、これはあくまで収入とコストの差を埋めるという考え方でできているとすれば、構造改革が進んで集約化が進んでいくと、当然そうあらなければなりませんが、コストと収入の差が縮まつていくはずです。そういう政策をとつていてるはずですが、そななつてくると、そこを埋める額も、恐らく財政支出的に減ることになりますので、それぞれの需要に合つたものをそれぞれの方がつくつていただくといふことによつて、全体として需給のバランスがとれていく。

今、制度ですが、どうしても行政が目標を配分いたしますので、来年、再来年のことがどういうふうに思つたんです。

一方、政府案の方は、それそのものは集約化とリンクされておりませんので、要は、今までが想定される制度であろう。だから、持続的な財政出動という意味で考えても構造改革的だなと私は思つたんです。

一方、政府案の方は、それそのものは集約化とリンクされておりませんので、要は、今までも、集約化されても、多面的機能払いなんというものはそのまま払われるという制度です、その主体が少なくなつても、結局、財政支出は恒常に、今の制度で想定どおりの、当初から半永久的に続く制度であるというふうな気がするんで

そういうことからすると、これからの財政構造改革的な意味からしても、戸別所得補償の方が合理的だと思うし、これは林議員も再三議論されて、EU型のダイレクトベイメント、直接所得補償に将来うまくすり合わせていけるような制度なのではないかという気がしますが、そこの認識をお伺いしたいと思います。

○林國務大臣 基本的には、長期の財政に対する負担というのも考えていかなければいけないというところで認識は一致しております。こういうふうに

一方で、先ほど申し上げましたように、需要がどうなっていくか、残念ながら、毎年八万トンというトレンドが、今後も減少が続いているということをございますので、主食用の米に限定して、先ほど玉木先生の御答弁は、そういう多面的機能もこれに含んでいる、こういう御答弁でございました。

したがって、主食用の米以外のところも多面的機能を発揮していただいているわけです、畠地も、主食用の米以外のところも。そういう観点というのがやはり必要であろうということでございまして、先ほど餅米の御説明もいたしましたけれども、こういう形に今回させていただいたということと、それから、やはり集積という意味では、これはいろいろこの委員会でも御議論いただきましたけれども、全ての販売農家を対象に交付金が対処されることによってリタイアする方々が思ひとどまる、こういう側面もあるんだろうということです。

財政の話をいたしますと、二十四年度が千五百五十二億円、これは直接支払交付金が払われておりますが、この交付状況を見ますと、対象者の九割を占める二ヘクタール未満の農業者に対して六百億円が払われておるところでございまして、今回の多面的機能支払い、農地維持支払い、資源向上支払いですが、四百八十三億円、これを上回っている、こういうことでございます。

我々の考え方は、多面的機能というのは、まさに農業の多面的機能の維持向上に係る扱い手の負担を軽減する効果と、あわせて多面的機能を維持するためのものでありますので、構造改革が進むに従つてなくなるという位置づけではなくて、これはしっかりと多面的機能のために残していくこと、構造改革も後押ししよう、こういうことで分けているわけでございます。

財政の比較からいつても、閣法より衆法の方が将来的な財政メリットがあるというふうには考えていないとこでございます。

○畠委員 結局は、そこは構造改革が進んで、いかに集約されいくかという議論がかかわってくるので、この制度そのものがいいのか悪いかといふところは若干違つてくるのだろうと思います。そこはそこで、認識がちょっと違ひがあるところがあります。

それで、今、多面的機能支払いという話がございましたので、ちょっと法律的な議論も含めて、直接支払制度の部分の議論をさせていただきたいと思います。

なぜ直接支払いと呼ぶのかという議論は、本委員会でもたびたびございました。これは、中山間地域等直接支払いは二分の一以上を個人配分とするということですけれども、結局は、義的には団体に行く。そして、それ以外の環境保全型農業直接支援の法律上のたてつけは、一義的には団体が対象であつて、この団体が決めるというものであります。これが審議の中で明らかになつたわけです。

とともに、多面的機能支払いというのは、個々の農業者に対する支払いは想定されていない、制度上、そういうことがあります。だから、日本型おりまして、こうした特徴、日本の、水田の、集落で地域ぐるみでやる、こういうこともあわせて日本型直接支払い、こういうふうに称しているとふうな気がしております。

現に、法律上の用語としては、タイトルで多面的機能支払いというのは出てまいりますけれども、直接支払いという用語は、法文の中にも、そしてタイトルにも出てこないわけです。

結局、なぜそこは、殊更に、やはり素直にいうと、間接的に行くことはあつても、直接支払いではないと思うんですが直接支払いと呼んでいるのか、払いというのは、私は違和感があるわけですね。改めてお伺いしたいと思います。

○林國務大臣 委員がおつしやったように、何回かこの委員会で話題になつたことでございます。農業者に対する支援策として一般論として、関税の設定などで農業者を間接的に支援する価格支払に対する補助金等を支払つて農業者を直接的に支援するものを直接支払い、こういうふうに呼んでおりまして、諸外国においても、従来から、価格支払の代替措置としてだけではなくて、農業があります。

なぜ直接支払いと呼ぶのかという議論は、本委員会でもたびたびございました。これは、中山間地域等直接支払いは二分の一以上を個人配分とするということですけれども、結局は、義的には団体に行く。そして、それ以外の環境保全型農業直接支援の法律上のたてつけは、一義的には団体が対象であつて、この団体が決めるというものであります。これが審議の中で明らかになつたわけです。

中山間地域等直接支払い、これも平成十二年度からずっとやってきておりますし、平成十九年度からは、御案内のように、農地・水保全管理支払い、こういうふうなものが始まつておりますが、いずれも共同活動を行う地域の組織に補助金を支払つて、最終的に農業者を直接的に支援する手法を導入しておる、こういう位置づけでございます。

我が国では、欧米と異なつて、水田を中心とした農業が行われている、土地、水のつながり、こういうことでございまして、地域のまとまりを単位として、活動組織や集落という地域の組織を対象とした支払いを行つておるところでございます。

したがつて、今回の法制度が固まりますと、本格的に導入することになりますが、この新たな制度も、こういう枠組みの制度というふうに考えておりまして、こうした特徴、日本の、水田の、集落で地域ぐるみでやる、こういうこともあわせて日本型直接支払い、こういうふうに称しているとふうに考えております。

○畠委員 制度の趣旨はわかりますが、その直接支払いとは言わなかつた。

私は、この制度のたてつけとして、直接支払いをしつかり前面に出すのであれば、法律上書かなればおかしいのだろうと思います。そこがない

中で、何も知らない人は、直接払いというから直接もらえると結構思っていますし、さらにわからぬ人は、戸別所得補償みたいに何か来るものだと思っていますが、やはりそのミスリードをさせることは、私は、法律のつくり方として誠実ではないと思っております。

そういうことを申し上げて、次の論点に移らせています。

飼料米の話でございまして、飼料米への転換についても先日来議論させていただきました。

一言で言えば、国内での牛の頭数自体はふえる要素はないものの、飼料のトウモロコシからの転換が見込まれるために、想定需要はあって、切りかわるという答えだったと思います。

当然、議論もありましたが、うまく転換するかどうかはトウモロコシとの価格競争にかかるところ。飼料米の交付金による支援を行った場合には、飼料米の再生産可能となるような額ということで設定されていると思うんですけれども、それ自体、飼料米の価格づけと関係あるのか、価格競争力を支援するという形とどうリンクするのか、そして、そういうことを聞いたときには、配合飼料メーカーの価格づけはどのような形で設定されているのかということもかかわってくるわけですが、そのあたりのところと、今回の飼料米の支援との関係ということをお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 畑先生の御質問にお答えいたします。

国内で生産されております飼料米でございますが、これについては二つのルートで流通しているところでございまして、一つは、同じ市内あるいは県内、いわゆる地域内の耕種農家と畜産農家の結びつきによりまして直接取引される場合、それともう一つ、全国生産者団体が配合飼料原料として取引する場合の二つがございます。

このうち、地域内での直接取引の場合でございますが、耕種農家や農協が畜産農家との話し合いによりまして、その年の飼料用米の価格について、どちらで保管あるいは流通を担うか、あるいは堆

肥の引き取りの有無など、さまざまな取引形態を踏まえた上で価格決定されているというふうに聞いております。

事例的に申し上げますと、価格の水準につきましては、輸入トウモロコシの価格、これは大ざつぱに申し上げまして、キロ三十円ぐらいに大体なっておるわけでございますが、これを基本といしまして、耕種農家の手取り水準や畜産農家の畜産物の付加価値の状況等の観点から決めているものがございまして、この事例の場合だと、キログラム四十五円の引き取りとなっているところです。

他方、全国生産者団体が配合飼料原料として取りする場合につきましては、輸入トウモロコシを配合した配合飼料価格と遜色のない価格での供給が可能となることが前提となるために、三ヶ月ごとに輸入トウモロコシ並みの価格で買い取るといつたようなルールを設定しまして価格決定しているというふうに聞いているところでござります。

○畠委員 ありがとうございます。そこは、やはりそういう形の配慮があつて設定されているということは伺えました。

そこで、心配なのは、日本にトウモロコシを輸出してくれる業者というのは大規模なんだろうと思いまして、結局、日本の飼料米のそういう支援を含めた価格づけを見ながら、さらに価格を操作して下げるんじやないかという危惧を私は持つてゐるんです。つまり、彼らは市場をとりたいがためになんかする操作をしてくるんじやないか、そういう危惧はないんでしょうか。その見通しを伺いたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

トウモロコシの国際価格形成でございますが、これはアメリカのシカゴ相場が代表的な役割を果たしているところでござります。

最近の状況を見てみますと、米国における、去年のような干ばつによりまして、平成二十四八年一月に一ドル当たり八ドル台まで高騰しました。

て、その後、史上最高の生産見通しが発表されたことにより、低下するといったような動きを見せておるところでございます。

現在は、堅調な世界的需要のほか、アメリカのエタノール用途の消費見通しの増加、あるいは米国経済の復調等によりまして、再びわずかに上昇基調でございまして、一月のころは一ドル当り四百十二セントだったものが、四月二十一日になりますと、一ドル当り四百八十九

セントということで、五ドル近いような価格形成になつておるところでございます。

このように、近年のシカゴの相場につきましては、天候や需給等のトウモロコシに係る直接的な要因といったのみならず、投機資金の動きや経済政策、エタノール政策等の多様な要因の影響も受けまして、この価格が形成されているといつたことになつておるところでございます。

こうしたことから、トウモロコシ一千万吨を海外に依存しております我が国の畜産におきましては、国際価格の変動といったものが畜産農家の経営に影響を与えており、こういうふうな実態になつてあるところでございまして、ぜひとも、至急、畜産につきましては、国産飼料基盤に立脚した畜産への転換といったことが大いに求められてゐる、このように考えているところでございます。

○畠委員 そうすると、いろいろな複合要因があつてシカゴの市場相場で決まつてくるということはわからましたが、かつての石油メジャーが市場の独占力を背景に価格設定、相場を変えていつたというような、そういうおそれが穀物メジャーに関してはないとしようか。

○佐藤政府参考人 一概に申し上げることはできませんが、昨今のアメリカのシカゴ相場が非常に高騰したときには我が国でどういうことが起つたかと申しますと、アメリカからのトウモロコシの輸入を避けまして、違う国からトウモロコシを購入するといったようなことも行なわれております。

○林国務大臣 昨年十月に、七年ぶりですが、我が国でPED、豚流行性下痢の発生が確認されております。それ以降、お地元の岩手県も含めて、現在三十三道県で発生が確認をされている状況でございます。

このため、農林水産省においては、これまで都道府県等に対して、飼養衛生管理の徹底等を指導するなど、本病の周知及び発生拡大の防止を図ってきたところでございます。

また、最近の発生状況を踏まえまして、より一層の防疫対策の強化、そのため、四月八日でござ

料メーカー等におましても、やはりシカゴ相場だけじゃなくて、できるだけ余力のあるものに転換しておるということで、たしか最近の数字では半分近くがアメリカ以外のところというような状況に相なつておるところでございます。

○畠委員 要は、一国とか一部の主体のみ負つているわけではなくて、多様な輸入ルートがあつて、そこは心配ないとということだと理解をいたしました。

それでは、法律の質問はこれぐらいにしまして、最後に別の質問をさせていただきます。豚流行性下痢についての質問でございます。

これは各地で広がつておりますと、東北もいよいよ広がり始め、岩手でも四月の半ばから発生が見られるようになりました。

これは各地で広がつておりますと、東北もいよいよ広がり始め、岩手でも四月の半ばから発生が見られるようになりました。

○畠委員 ありがとうございます。これも国に要望措置を知事の専決でとつたわけですから、まず防疫体制をしつかりやつていただき、このことは重要で、このことの方針をお聞きしたいとともに、やはり岩手県とか業者、やつている人から聞かれて、根本的な解決はワクチンだといふんですね。当然だと思います。必要なワクチンがなかなかできないというか、まだ入る見通しもなく不安だという声がたくさんございます。これも国に要望中ということあります。

この防疫体制の強化と、あわせて、必要なワクチンの確保の見通しについてお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

このため、農林水産省においては、これまで都道府県等に対して、飼養衛生管理の徹底等を指導するなど、本病の周知及び発生拡大の防止を図つてきたところでございます。

また、最近の発生状況を踏まえまして、より一層の防疫対策の強化、そのため、四月八日でござ

<p>さいますが、消費・安全対策交付金を活用して、畜産農家、屠畜場等の出入り口で消毒機器を設置する、また消毒を実施する、こういうことに必要な経費を支援する、こういう対応を追加的に行うことにいたしました。</p> <p>お尋ねのワクチンでございますが、メーカーにおいては、本年度は昨年度の倍の数量の生産予定、こういうふうになつておりますが、さらにそのワクチンの早期出荷を促すとともに、現場における需要見込みを把握して、メーカーの方にお伝えするということ、円滑な供給を図る、こういうことにしております。</p> <p>このように、本病の対策に全力を挙げていく所存でございますので、現場の皆様におかれても、こういう支援を御活用いただいて、発生予防や蔓延防止に御協力いただきたい、こういうふうに思っております。</p> <p>○畠委員 ありがとうございます。ぜひともしっかりと、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>時間は少々余らせておりますが、最後の質問でござりますので、そろそろ終わらせていただきまます。</p> <p>本当に、予算委員会並みの連日の法案の審議でございました。私も連日質疑に立たせていただきまして、大変勉強になつた次第でございます。</p> <p>農政は理念が違うということで、野党案と閣法との議論があつたわけですが、理念は違うといつても、恐らくは、議論をしていると、いろいろなお金の出し方、運用も含めて、そんなに変わらないくなつていくのかなという気もいたしましたが、逆に、そう変わっちゃ困るわけで、理念は理念として変わらないような形を組んでいくて、やはり農家の方に不安を与えないようなことが必要だなとつくづくこの審議を通じて思つた次第でござります。</p> <p>この法案は、理念が違つてそれぞれあります。本来の私の持論も農政に与野党はございません。まさに、現場を踏まえてやっていく場合には、イデオロギーではなくて、本当に農家の現実の方々</p>
<p>が困らないような仕組みをつくっていく、そういうことが必要だと思っております。</p> <p>そのことを申し上げまして、最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>○坂本委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。</p> <p>○坂本委員長 この際、内閣提出、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、齊藤健君外二名から、自由民主党、日本維新の会、公明党的三派共同提案による修正案が、また、第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案に対し、大串博志外四名から、民主党、無所属クラブ及び生活の党の二派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。</p> <p>提出者から順次趣旨の説明を求めます。齊藤健君。</p> <p>農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案</p> <p>〔本号末尾に掲載〕</p>
<p>○齊藤(健)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。</p> <p>修正案は、お手元に配付したとおりであります。以下、その内容を申し上げます。</p> <p>以下、その内容を申し上げます。</p> <p>本法律案は、第百八十三回国会に提出され、継続審査となつたものであり、提出から相当の期間が経過しております。そのため、原案において平成二十六年四月一日となつている施行期日を平成二十七年四月一日に改めることとしております。</p> <p>その他施行期日の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととしております。</p> <p>以上であります。</p> <p>何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。</p> <p>この際、第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、中間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。</p> <p>○林国務大臣 衆議院議員大串博志君外六名提出の農業者戸別所得補償法案、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案につきましては、政</p>
<p>○坂本委員長 次に、大串博志君。</p> <p>農業者戸別所得補償法案に対する修正案 〔本号末尾に掲載〕</p> <p>○大串(博)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。</p> <p>本法律案は、第百八十三回国会に提出され、継続審査となつたものであり、提出から相当の期間が経過しております。そのため、原案において平成二十六年四月一日となつている施行期日を平成二十七年四月一日に改めることとしております。</p> <p>その他施行期日の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととしております。</p> <p>以上であります。</p> <p>何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。</p> <p>この際、第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。</p> <p>○林国務大臣 衆議院議員大串博志君外六名提出の農業者戸別所得補償法案、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案につきましては、政</p> <p>○坂本委員長 これより各案及び両修正案を一括して討論に入ります。</p> <p>討論の申し出がありますので、順次これを許します。鷺尾英一郎君。</p> <p>○鷺尾委員 ただいま議題となりました、政府提出、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一一部を改正する法律案、農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案に対し、民主党・無所属クラブを代表し、反対の立場から討論をいたします。</p> <p>衆議院農林水産委員会においては、延べ約三十時間程度の活発な審議がなされました。活発な議論を通じて明らかになつた以下の点に鑑み、政府提出法案について反対の立場から討論いたしました。</p> <p>一、農業経営の多様性への配慮が弱く、認定農業者、新規認定就農者、集落富農から排除されます。</p> <p>農業者への対策が示されていないこと。したがって、意欲のある小規模農家の離農促進や切り捨ての面が強いこと。</p> <p>二、扱い手に対する個の支援を否定し、農業經營の所得に将来への見通しが立てにくくなり、営農継続を阻害する面があること。</p> <p>三、農地の流動化、集積を加速化するとしながら、戸別所得補償を廃止し、大規模農家の所得を下げてしまうこと。</p> <p>四、飼料用米作付を政策誘導しながら、需要の見通しが明らかでなく、日豪EPA協議の合意によつて、より一層不透明になつてること。</p> <p>五、産業政策と地域政策が分けられたことで、多面的機能を維持することと自体が目的となり、営農を通じて農業、農村の維持、多面的機能の維持が図られることに対する配慮がないこと。</p> <p>六、戸別所得補償制度による所得補償機能が農家の所得向上や農地の集積に貢献していることを認めず、基本理念において我々の提出した法案と全く異なること。</p> <p>七、これまで無修正で四年間続けられているに</p>

もかわらず、政策の変更を行うことで、現場に混乱がもたらされること。

TPPなど経済連携協定の交渉が進む中で、農業経営の将来が見通しにくくなっています。かかる状況に鑑みれば、多くの農家に生産費の恒常的なコスト割れ部分を補填し、農業経営の安定化を図り、営農が継続することを通じて多面的機能を図ることは時宜を得たものであると考えます。

戸別所得補償機能は、農地の流動化、集積に対しても従来の批判を覆す実績をもたらしており、集落営農の増加や農地の権利移動面積の増加など、政策的効果は著しいところであります。あわせて、生産調整への参加のインセンティブとして有効に機能していることは明白であり、農村内においては、政策に真っ当に協力することで真っ当に報われるシステムとして定着しております。

そこで、四年間無修正で継続し成果を得て

いることは、政府提出法案には先ほど述べた点の懸念があることから、今般の法案には反対せざるを得ません。

以上、私の反対討論といたします。(拍手)

○坂本委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 日本維新の会の村岡でございます。

本日の、政府提案の農業の担い手に対する經營安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案、両案とも我々は賛成の立場で討論させていただきます。

我々日本維新の会は、農業が成長産業、そして環境保全型農業ということで、農業は二つの側面で農村社会として国にとって大事なものだということの認識をいたしております。

その中で、戦後農政の中では、やはり輸出型農業というのが足りなかつたという意味では、その部分はこれからも農水委員会でしっかりと審議をして、輸出型産業に変えたい、このように思つております。

さらには、環境保全という意味では、これから

世界の潮流の中で農政がどうあるべきかということを見詰めています。

その点から鑑み、まず、政府提出案については、いるという状況、食糧難というのは、しっかりと将来に備えて、食料不足のないようにならなければならぬ。そういう意味の中で、ぜひ農水委員会でもその審議を深めていただきたい、このように思つております。

さらには、この二法案は、農業者に対して、経営感覚を持つということで、直接支払い金が一万五千円、七千五百円となり、五年後には廃止する。

その中で、經營感覚をしっかりと持つていくことの中で、ぜひともその部分は、農水省並びに農業者に、シミュレーションをして、經營感覚を持つ部分をしっかりとやりたい、このよ

うに思つております。

さらには、環境保全という意味では、やはり農地が荒廃するということは、国土の安全のためにもこれは大変な問題だと思つておりますので、その部分では、農村社会に対して、しっかりと環境保全の部分もやっていただきたい、このように思つております。

以上の点をもつて、この二法案が将来の成長産業として農地を保全するという意味に資するものとして、我々は賛成をいたします。

それでは、討論を終わらせていただきます。あ

ります。(拍手)

○坂本委員長 次に、畠浩治君。

○畠委員 生活の党の畠浩治でございます。

政府案の修正部分に対する賛成、残余の部分について反対、野党案について賛成の立場から討論いたします。

政府案については、そもそも農業者支援の理念が我々の考えるところと全く異なります。農業者

戸別所得補償制度は、再生産可能な農業所得を補償し、農業の経営が成り立つことを通じて、多面的機能の維持が図られることを目的とする合理的な制度です。一方、政府案は、農地を農地として維持することそのものを目的として支援するものであります。しかし、そもそも農業が生業として成り立たなければ、農地の維持は困難になるものであります。

また、戸別所得補償制度は、その中に規模拡大、集約化という構造改革のインセンティブが組み込まれた制度であります。一方、政府

の一方で、生産調整の継続があくまで本法案の前提であり、消費者負担の解消には至らないこと、戸別所得補償の対象が主業農家などに限定されず、構造改革の推進になお疑惑が残ること、効

果に疑惑が持たれる水田の転作補助金も現状維持されること、EU型直接支払いへの移行方法や

時期などが明確には示されなかつたことなどから、法案の内容には依然として大きな変更を求められることが多く、今回は賛成するには至りませんでした。

しかしながら、より合理的かつ強固な制度をとるために構築できるであろうことに大きな期待を寄せて、今後の議論に臨む所存です。

農政の改革を論じるに当たりまして、我が党は一貫して、これまで統いてきた生産調整による高い米価の維持を廃止し、EU型の直接支払いを導入すべきであることを主張してきました。その目

的是、食料の確保や多面的機能の発揮を担保するとともに、生産者側の意向に強く寄り添ってきた

これまでの農政から、消費者の目線も十分に配慮した農政への転換、さらには自由貿易が強化され

る世界の潮流の中で農政がどうあるべきかということを見詰めています。

改革という言葉からは遠いものであると言わざるを得ません。

生産調整は見直すといふものの、転作のための莫大な補助金により、結局は高い米価を維持することは変わらず、消費者負担と納税者負担の二重負担の解消という抜本改革にはつながらないこ

と、米の直接支払交付金は廃止するものの、その財源を多面的機能支払いに充てるなど、農林水産省内で予算をつけかえているだけにすぎないこ

と、食料確保や多面的機能の維持の観点から、飼料用米に對して多額の補助金を充てることに合理性が十分に説明できるのか疑念があること、日本型直接支払いは農業者に直接渡るものではなく、団体に資金が流れる間接支払いの仕組みであること、日本とは拭えず、その透明性に強い懸念が残ることなどから鑑みると、我が党が目指す農政改革とはその方向性を大きく異なるものと考えます。

なお、収入保険に関する修正案は、この必要性を認めることから、賛成をするものです。

次に、議員提出法案については、目指す先がEU型直接支払いと同様の仕組みである思想といふ点で、方向性を同じくするものであることは理解をいたしました。

その一方で、生産調整の継続があくまで本法案の前提であり、消費者負担の解消には至らないこと、戸別所得補償の対象が主業農家などに限定されず、構造改革の推進になお疑惑が残ること、効

果に疑惑が持たれる水田の転作補助金も現状維持されること、EU型直接支払いへの移行方法や

時期などが明確には示されなかつたことなどから、法案の内容には依然として大きな変更を求めるべき点が多く、今回は賛成するには至りませんでした。

しかししながら、より合理的かつ強固な制度をとるために構築できるであろうことに大きな期待を寄せ

つつ、今後の議論に臨む所存です。

次に、政府案は、日本型直接支払制度の創設と

言つておきながら、交付先は団体が対象であり、この団体が配分を決定するものであるということが審議の中で明らかになりました。また、多面的

者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立つて評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。

八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水産省はもとより関係府省との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題である。そのため、本委員会は平成二十五年六月、「我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件」を決議し、各般の施策実施を求めたところである。今後とも、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一體的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。

右決議する。
以上です。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○坂本委員長 起立総員。よつて、両法案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣林芳正君。○林国务大臣 ただいまは法案を可決いただき、

ありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○坂本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

附則第一条中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項中「平成二十団年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条のうち租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定中「平成二十五年法律第二号」を「平成二十六年法律第二号」に改める。

附則第十条第一項中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第十一條のうち砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第十九条第二項の改正規定、附則第十二条のうち食料・農業・農村基本法第四十条第三項の改正規定及び附則第十三条のうち独立行政法人農畜産業振興機構法第十一条第一号の改正規定中「平成二十五年法律第二号」を「平成二十六年法律第二号」に改める。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第一百二十四条第三項の改正規定中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第二項」に、「平成二十五年法律第二号」を「平成二十六年法律第二号」に改める。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案に付する修正部を次のように修正する。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十五条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とする。

（收入変動に対する総合的な施策の検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

農業者戸別所得補償法案に対する修正案

農業者戸別所得補償法案の一部を次のように修正する。

平成二十六年五月二十二日印刷

平成二十六年五月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P